

麗しい水環境の創造へ

かいほう

2013
SPRING

127

春号

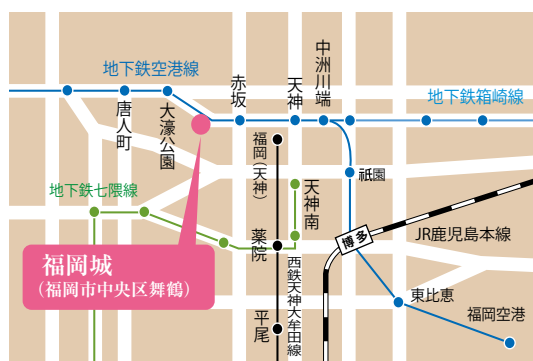
一般財団法人 福岡県浄化槽協会



INDEX



(写真:まると福岡・博多Fukuoka City Photo Gallery)



理事長あいさつ	1
---------------	---

事業報告

法人運営

平成24年度 第2回理事会の開催	2
平成25年度事業計画	3
平成25年度予算	7

検査事業

クロスチェック委員会	8
------------------	---

講習・研修

指定採水員指定講習会	10
浄化槽技術研修会の開催	10
「福岡県国際環境人材研修」に講師派遣	11

表彰

福岡県知事表彰受賞	11
-----------------	----

情報

試験・講習

平成25年度浄化槽関係試験・講習日程表	12
---------------------------	----

官庁情報

住宅着工戸数について	13
福岡県の水洗化人口について	14

その他

福岡県議会で浄化槽の推進について代表質問	16
福岡県議会で福岡県の污水处理について一般質問	17
水質検査項目紹介(No. 5) SS(懸濁物質)	18
浄化槽Q&A	19
法定検査の指摘事例	20
人事異動のお知らせ	21
ふるさと百景	22
編集後記	22

表紙の写真について

表紙の写真は、福岡市中央区舞鶴にある福岡城の「桜」です。
 福岡城は、1607年に黒田官兵衛孝高(よしとか)如水(じょすい)と、子の黒田長政によって築城された城であり、別名「舞鶴城」とも呼ばれています。
 福岡城では、3月末から4月上旬にかけて「福岡城さくらまつり」と題して、場内の桜がライトアップされ、夜桜が楽しめます。
 また、平成26年のNHK大河ドラマでは「軍師官兵衛」と題して、福岡城を築城した黒田官兵衛が大河ドラマの主人公として描かれます。

理事長あいさつ

一般財団法人福岡県浄化槽協会
理事長 三浦 正吏



協会機関誌「かいほう」2013年 春号をお届けします。

本年3月14日に開催された理事会において承認を頂きました25年度の事業計画についてご紹介致します。

一般財団法人に移行した昨年度は、福岡県並びに福岡県浄化槽推進協議会との共催（全浄連九州支部並びに福岡県環境整備事業協同組合連合会後援）を得て、議会議員や行政職員、浄化槽関係者の方々を対象として、今後急速に進む人口減少社会を見据えた排水処理施設の在り方を考えるシンポジウムを開催し、多くの方にご参加頂きました。平成25年度も引き続き、市町村等に対して浄化槽の利点を発信して参ります。

昨年度から開始した「浄化槽管理者情報整備事業」では、これまでの実態調査で得られた浄化槽設置情報を元に、行政と連携して無管理浄化槽に対する維持管理の徹底や11条検査未受検者への受検の啓発・推進を県内の一部の地域で始めましたが、本年度はこの取り組みを他の地域にも広げ、受検率の向上に努力して参ります。

また、法定検査の結果で「不適正」と判定された浄化槽の改善の取り組みがさらに推進されるよう、昨年度から2つの取り組みを始めました。

1つは11条検査「福岡方式」の検査内容の一部を変更して、翌年の検査で検査員が改善の有無を確認する「フォロー検査」制度を採用しました。

もう一つは「不適正」と判断された場合に、生活環境・公衆衛生上への影響度合い等により行政への報告を3段階に区分することで、効率的な行政指導の参考に資することとしました。

本年度は、「不適正」浄化槽の水質低下の原因を調査し、維持管理の改善に活用される情報の提供について検討する事としています。

これらの取り組みは、現在環境省で議論されている「法定検査の新たな提案（基本検査（案））」の基本的視点である「問題が認められた場合に、速やかに改善する」とことと一致するもので、11条検査「福岡方式」の改良を通じて法定検査の信頼性を確保するものです。

この他に、現在のオフコンによる協会の基幹コンピュータシステムをパソコンによるシステムに全面移行するための基本仕様等について検討する事としています。

当協会は一般財団法人として2年目に入ります。これまで以上に「浄化槽の普及啓発事業」や「法定検査事業」等の公益的な事業を確実に推進して参ります。役職員一同、事業の推進を通じて協会の基本理念「美しい水環境の創造へ」の実現を目指して参りますので皆様からの、なお一層のご指導ご支援をお願い申し上げます。

事業報告

法人運営

平成24年度 第2回理事会の開催

平成25年3月14日(木)に一般財団法人福岡県浄化槽協会第2回理事会を開催しました。

三浦理事長を議長として議事に入り、出席理事8名で定款第37条の規定に定める定足数を満たし、本理事会は成立しました。

平成25年度事業計画、平成25年度予算などの議案は、全て全会一致で承認されました。

【第1号議案】 平成25年度事業計画(案)について

【第2号議案】 平成25年度予算(案)について

【第3号議案】 定款の一部改正について

【第4号議案】 資産管理運用規程及び特定資産設置要領等の一部改正について

【第5号議案】 評議員会運営規則の一部改正について

【第6号議案】 人事案件について

報告事項(1) 監事監査規程の一部改正について

報告事項(2) 筑後検査センター増築工事について



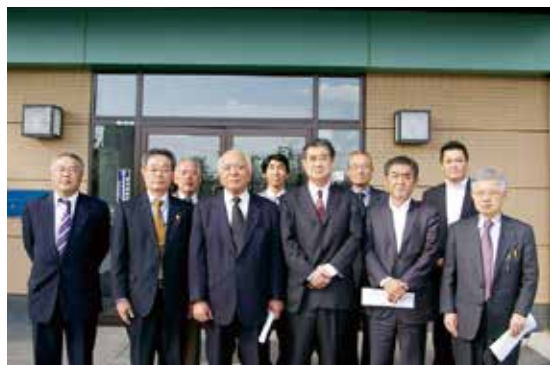
理事会のようす



三浦理事長の挨拶



筑後検査センター施設見学のようす



理事・監事の皆様

I 浄化槽の普及啓発事業

1. 浄化槽の普及促進事業

(1) 普及啓発の推進

市町村が行う浄化槽整備事業への積極的な協力を行うとともに、環境フェアや出前講座を通じて、浄化槽が下水道と比較して遜色のない生活排水処理施設であることや、少子高齢化等の社会状況の変化に対応できる施設であることを地域住民に積極的にアピールする。併せて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についても推進していく。

また、小学生を対象に浄化槽に関するポスターを募集し、環境に対する意識の向上に努める。

(2) 啓発資料の作成・配布

水環境保全の推進や浄化槽の普及啓発を行うため、小学校の環境学習に用いるパンフレットを作成し、市町村及び教育委員会に配布する。

また、環境フェアや出前講座等で用いるパンフレット等についても作成配布する。

(3) 新規浄化槽設置予定者啓発事業

浄化槽の正しい知識の普及促進を図るために、浄化槽の設置予定者に対して、浄化槽の仕組み、正しい使用方法、維持管理の必要性、法定検査の受検義務等を記載した啓発資料の送付を行う。

(4) シンポジウムの開催

福岡県等と連携し、行政や議会及び浄化槽関係者を対象に、少子高齢化社会における浄化槽の優位性を啓発するシンポジウムを開催する。

2. 専門技術講習会事業

現在、普及している浄化槽は、機種毎に独自の構造を持つものやコンパクト化など多様化しており、これに見合う維持管理技術等が求められている。

浄化槽の適正な施工や維持管理技術の向上を支援するために、浄化槽関係従事者を対象とした研修会・セミナーを開催する。

3. 浄化槽管理者情報整備事業(浄化槽設置基数の実態把握事業)

県保健福祉環境事務所から提供を受けた浄化槽管理者情報を電子データ化し、市町村や関係事業所からの情報提供及び福岡県との連携によるダイレクトメール調査などにより、最新の浄化槽管理者のデータベースを構築するための事業を継続してきたところである。

この情報をもとに、無管理者や未受検者に対し、行政と連携しながら、維持管理及び法定検査の受検啓発を行う。

4. 浄化槽情報のネットワーク化事業

浄化槽設置基数の実態把握事業によって精査された浄化槽管理者情報を基に、行政事務情報と指定検査機関の検査情報を一元管理し、相互活用を可能とする情報ネットワークの構築に向けて、福岡県廃棄物対策課との協議を行う。

Ⅱ 浄化槽の法定検査事業・県細則検査事業

1. 浄化槽の法定検査事業

浄化槽法第7条及び第11条に定める検査は、浄化槽が所期の機能を発揮していることを判定する重要な業務であり、この事業を積極的に推進することで健全な水環境の向上に努めていく。

表1 平成25年度の年間目標件数(件/年)

区 分	目 標 件 数
7 条 検 査	3,600
1 1 条 検 査	101,900
小 計	105,500

(1) 第7条検査

第7条検査については、行政の指導及び業界の理解により、ほぼ100%の受検率を維持しており、引き続き受検啓発を推進する。

(2) 第11条検査

第11条検査は、全国平均ではその受検率が30.4%(平成22年度)と依然として低率であるが、本県においては、福岡方式の導入により実施率が全国平均を大きく上回る成果を得ており(平成22年度64.9%)、引き続き受検啓発を推進する。また、指定検査機関に求められている信頼性の確保の措置についても積極的に推進する。

なお、平成25年度の目標件数は、表1のとおりとする。

(新規)スクリーニング検査時の詳細調査

11条検査において毎年スクリーニング検査の対象となっている浄化槽について、スクリーニング検査実施時に水質悪化の原因を調査する等、維持管理の改善に活用される情報の提供について検討する。

(3) 定期検査クロスチェック委員会

本委員会は、「福岡方式」の根幹に係わる制度として外部の審査を受ける重要な委員会であるため、今後も同委員会の指示等に対し、適切かつ速やかに検討し、その結果等は関係者に周知するなどして、法定検査の信頼性を確保する。

(4) 指定採水員指定講習会

「福岡方式」による11条検査の適正な実施を推進するために、指定採水員指定要綱に定める指定講習会を毎年開催し、法定検査の推進に必要な指定採水員の確保を図るとともに、講習内容を充実する。

また、指定採水員の更新講習会については、3年に1回実施していたが、実施年以外に更新時期を迎える指定採水員が増加したことから、更新講習会を毎年開催する。

(5) 調査研究

法定検査等の結果から浄化槽の機能の評価や地域の水環境の改善などについて、調査や研究を行う。

2. 県細則検査事業

計量法に基づく計量証明事業所としてBODや窒素・リン等の検査を通じて、公共用水域の水質保全に寄与する。

なお、平成25年度の目標件数は、16,000件とする。

また、(一社)日本環境測定分析協会等が実施する外部精度管理に参加し、計量の信頼性と精度の維持・向上を図る。

Ⅲ 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

1. 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

公益財団法人日本環境整備教育センター等が主催する資格試験や講習会について、その開催情報等を速やかに会員等に伝達するとともに、事務代行機関として受付等業務を円滑に行う。

2. 浄化槽関係印刷物の頒布事業

各種届出用紙及び印刷物は、各検査センターに配置するなど、利用者の利便性の向上に努める。

3. 浄化槽機能保証制度の推進

保証制度は、浄化槽の信頼性確保のために重要な役割を担っているため、引き続き事業の推進に努める。

Ⅳ 法人運営

1. 関係機関との協調協力

福岡県、福岡市及び久留米市等の行政機関、県内の市町村で組織された福岡県浄化槽推進協議会、(社)全国浄化槽団体連合会・同九州支部、及び九州地区指定検査機関協議会などと緊密な連携を維持し、浄化槽行政や業界の活動に積極的に協力する。

2. 表彰の推進

協会理事長表彰を行うとともに、福岡県知事表彰、全浄連表彰、環境大臣表彰等の推薦を積極的に推進する。

3. 部会活動の推進

各部会の活動を通じ、浄化槽の普及に係る諸問題の解決に向けて、積極的に取り組む。

4. 広報活動の強化

浄化槽に関する情報の伝達媒体として活用している協会会報やホームページについて、その内容の充実を図り、積極的な情報提供を行う。

5. 職員研修の強化

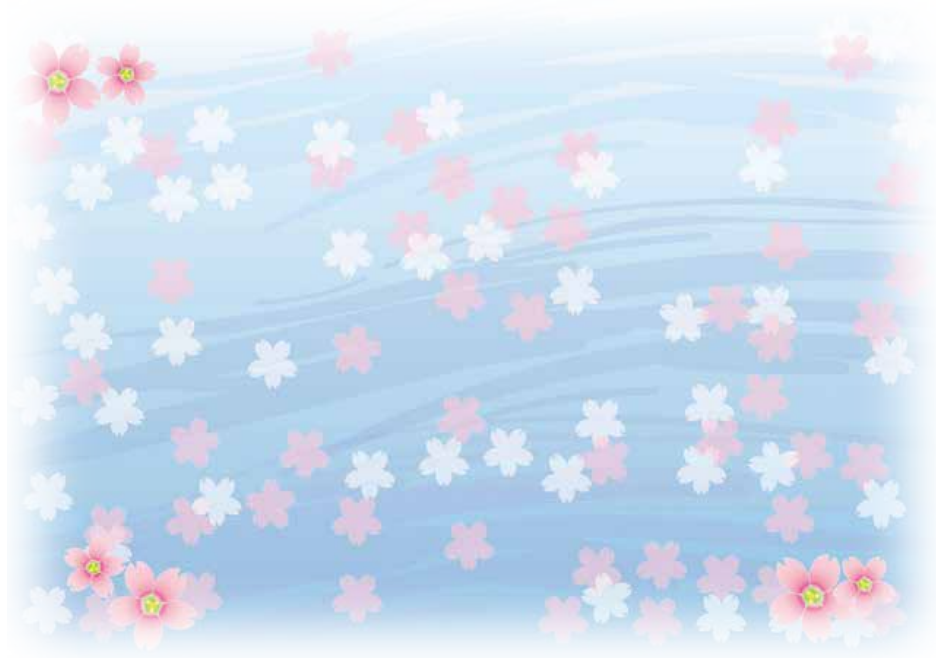
人材育成セミナー及び技術系セミナーの受講や内部研修を計画的に実施し、職員の資質及び技術力の向上を図る。また、九州地区指定検査機関協議会から参加要請があっている四国地区指定検査機関協議会との交流研修についても職員を派遣する。

6. エコアクションの推進

公共用水域等の水質保全を推進するなど、環境保全に取り組む法人であることから、二酸化炭素の排出抑制を図る取組を行う。

7. (新規)コンピュータシステム再構築の検討

平成26年度に、協会の基幹システムであるオフコンシステムから現在の主流であるパソコンシステムへの全面移行を目指しているため、内部に検討部会を設け、次期システムの基本仕様等について検討する。



平成25年度予算

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	前年度予算額	予算額	差 異	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特受	190,000	200,000	10,000	
受取	30,000	30,000	0	
業取	2,800,000	2,770,000	△ 30,000	
7 条 業 査 事 業 収 益	786,960,000	802,610,000	15,650,000	
1 計 量 証 明 地 査 収 益	33,300,000	33,300,000	0	
浄 化 槽 実 地 調 査 収 益	615,000,000	633,810,000	18,810,000	
講 習 補 助 収 益	128,000,000	126,960,000	△ 1,040,000	
受 雑 収 入	250,000	250,000	0	
受 雑 収 入	10,410,000	8,290,000	△ 2,120,000	
受 雑 収 入	2,500,000	2,500,000	0	
受 雑 収 入	160,000	150,000	△ 10,000	
受 雑 収 入	50,000	120,000	70,000	
受 雑 収 入	110,000	30,000	△ 80,000	
経常収益計	792,640,000	808,260,000	15,620,000	
(2) 経常費用				
役員報酬	739,894,000	763,084,000	23,190,000	
臨時職員給与	6,300,000	6,300,000	0	
福利厚生費	273,350,000	275,338,000	1,988,000	
旅費交通費	2,850,000	5,180,000	2,330,000	
通信費	20,715,000	20,635,000	△ 80,000	
消耗什物	44,730,000	47,712,000	2,982,000	
修繕費	22,711,000	24,254,000	1,543,000	
印刷費	6,241,000	7,345,000	1,104,000	
水道光熱費	29,629,000	31,698,000	2,069,000	
消耗什物	2,230,000	1,665,000	△ 565,000	
修繕費	8,744,000	10,938,000	2,194,000	
印刷費	2,955,000	5,168,000	2,213,000	
水道光熱費	8,750,000	10,691,000	1,941,000	
消耗什物	2,862,000	3,949,000	1,087,000	
修繕費	6,353,000	8,345,000	1,992,000	
印刷費	13,518,000	13,657,000	139,000	
水道光熱費	1,527,000	1,583,000	56,000	
消耗什物	1,440,000	840,000	△ 600,000	
修繕費	7,550,000	8,790,000	1,240,000	
印刷費	1,654,000	1,244,000	△ 410,000	
水道光熱費	164,040,000	166,209,000	2,169,000	
消耗什物	109,000,000	109,000,000	0	
修繕費	625,000	768,000	143,000	
印刷費	2,120,000	1,775,000	△ 345,000	
水道光熱費	21,756,000	21,626,000	△ 130,000	
消耗什物	6,570,000	6,180,000	△ 390,000	
修繕費	1,650,000	1,662,000	12,000	
印刷費	125,000	125,000	0	
水道光熱費	270,000	288,000	18,000	
消耗什物	1,300,000	1,300,000	0	
修繕費	2,689,000	2,146,000	△ 543,000	
印刷費	219,000	655,000	436,000	
水道光熱費	371,000	102,000	△ 269,000	
消耗什物	270,000	35,000	△ 235,000	
修繕費	256,000	362,000	106,000	
印刷費	45,000	332,000	287,000	
水道光熱費	250,000	359,000	109,000	
消耗什物	38,000	51,000	13,000	
修繕費	447,000	455,000	8,000	
印刷費	582,000	573,000	△ 9,000	
水道光熱費	23,000	17,000	△ 6,000	
消耗什物	3,260,000	3,360,000	100,000	
修繕費	10,000	10,000	0	
印刷費	946,000	1,056,000	110,000	
水道光熱費	20,000	10,000	△ 10,000	
消耗什物	260,000	391,000	131,000	
修繕費	1,875,000	1,832,000	△ 43,000	
印刷費	180,000	225,000	45,000	
水道光熱費	100,000	100,000	0	
消耗什物	761,650,000	784,710,000	23,060,000	
修繕費	30,990,000	23,550,000	△ 7,440,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	30,990,000	23,550,000	△ 7,440,000	
法人税等	23,450,000	23,450,000	0	
当期一般正味財産増減額	7,540,000	100,000	△ 7,440,000	
一般正味財産期首残高	1,393,690,029	1,401,230,029	7,540,000	
一般正味財産期末残高	1,401,230,029	1,401,330,029	100,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	1,401,230,029	1,401,330,029	100,000	

平成25年1月24日(木)に平成24年度第3回定期検査クロスチェック委員会を当協会筑後検査センターで開催しました。なお、委員会においては、平成24年度8月から11月までの11条検査の実施状況、スクリーニング検査の実施状況、フォロー検査の実施状況、現地調査の実施状況等について審査、その後、筑後検査センターの見学を行いました。審査にあたっての報告内容は、次のとおりです。

平成24年度8月から11月の実施状況

検査センター別の水質検査基数、スクリーニング検査基数、フォロー検査基数、現地調査基数は、以下のとおりです。

センター名	項 目	8月	9月	10月	11月	合計
福 岡	水質検査基数	1,417	1,558	1,597	1,408	5,980
	スクリーニング検査基数 ※1	49	45	50	36	180
	フォロー検査基数 ※2	0	2	3	1	6
	現地調査基数 ※3	1	1	0	1	3
筑 後	水質検査基数	2,523	2,851	3,294	3,583	12,251
	スクリーニング検査基数	88	99	108	168	463
	フォロー検査基数	5	7	12	6	30
	現地調査基数	0	2	0	0	2
筑 豊	水質検査基数	2,196	2,590	2,515	2,661	9,962
	スクリーニング検査基数	66	81	111	125	383
	フォロー検査基数	7	7	8	11	33
	現地調査基数	0	0	1	0	1
合 計	水質検査基数	6,136	6,999	7,406	7,652	28,193
	スクリーニング検査基数	203	225	269	329	1,026
	フォロー検査基数	12	16	23	18	69
	現地調査基数	1	3	1	1	6

※1 スクリーニング検査とは、BODが一定基準を超過した場合などに行う検査です。

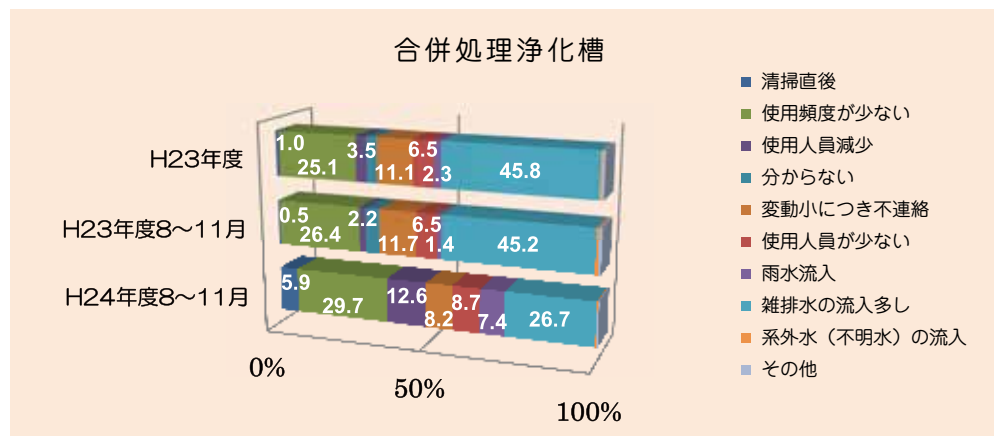
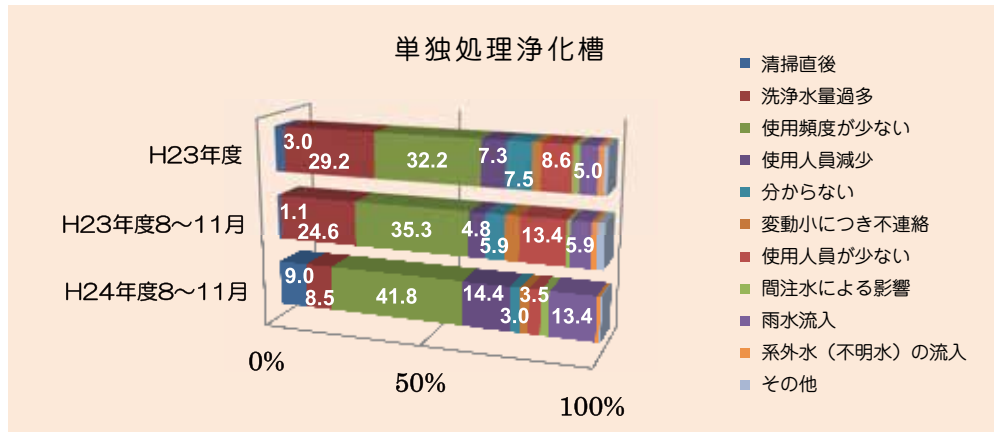
※2 フォロー検査とは、前年度外観検査で「不適正」と判定された浄化槽について、「不適正」な箇所の改善状況の確認を行う検査です。

※3 現地調査とは、塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合などに行う検査です

聞き取り調査結果

採水された試料の塩化物イオン濃度の結果から、一定基準以下のものについては、指定採水員の方に対し、その要因について聞き取り調査を行っています。平成24年度8月から11月の調査結果は、以下のとおりです。

〈聞き取り調査結果(8月から11月)〉



クロスチェック委員の皆様



筑後検査センター見学の様子

事業報告/講習・研修

指定採水員指定講習会

平成25年2月6日(水)に篠栗町のクリエイト篠栗において、指定採水員指定講習会を開催しました。

今回の受講者は、17名(内訳:新規13名、更新4名)で、講習会終了後、採水員指定書及び指定採水員証明書を交付しました。

指定採水員となられた方々には、指定採水員としての自覚と責任を持って、検査試料の採水をされるようお願いいたします。

平成25年度第1回指定採水員指定講習会は9月に開催を予定しています。

また、平成25年4月1日現在の指定採水員数は次のとおりです。

地 区	指定採水員数(人)
福 岡	1 6 7
筑 後	2 4 6
筑 豊	2 9 1
合 計	7 0 4



指定採水員指定講習会の様子
(講師：福岡県環境部廃棄物対策課主任技師 中津悠氏)

事業報告/講習・研修

浄化槽技術研修会の開催

平成25年3月7日(木)久留米市の久留米ビジネスプラザにおいて、「浄化槽技術研修会」を開催しました。

今回の研修には行政機関から20名、業界から150名の合計約170名の参加がありました。

研修内容は、小型化された浄化槽の「構造と維持管理」、「維持管理上のトラブルと処理機能の事例」など、近年急速に普及しているモアコンパクト型浄化槽の維持管理に関するものであり、受講された皆様の技術向上に貢献できたものと思われます。

また、当日提出して頂いたアンケートを参考にし、今後も充実した研修を開催する予定です。

研 修 内 容

新型浄化槽の構造と維持管理について

講 師

公益財団法人日本環境整備教育センター
調査研究グループサブリーダー

仁 木 圭 三 氏



「福岡県国際環境人材研修」に講師派遣

福岡県では、環境分野におけるアジア諸地域間のネットワークの構築を目的として、アジア諸地域で環境対策に関わる中核行政官を対象とした「福岡県国際環境人材研修」を実施しています。

昨年10月に開催された「中国水環境管理コース」に続き平成25年2月1日に開催された「アセアン・インド水環境管理コース」において当協会から講師を派遣し、タイとベトナムの行政官(タイ2名、ベトナム1名)に対し、浄化槽に関する講義を行いました。

日 時	平成25年2月1日(金)
研 修 会 名	国際環境人材研修 (アセアン・インドコース)
講 義 内 容	「浄化槽について」
研 修 会 場	一般財団法人 日本環境衛生センター (大野城市白木原3-5-11)



表彰

福岡県知事表彰受賞

2月6日(水)福岡県吉塚合同庁舎に於いて、平成24年度福岡県環境美化推進功労者等知事表彰が開催され、以下の方々が浄化槽関係事業功労者として福岡県知事表彰を受賞されました。

心からお慶び申し上げますと共に、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



磯田 仁 氏
(株)西原ネオ



中嶋 浩二 氏
(有)添田環境サービス



山本 直隆 氏
(一財)福岡県浄化槽協会

情報

試験・講習

平成25年度浄化槽関係試験・講習会日程表

今年度の試験・講習会は、以下の日程で実施されます。

試験・講習名	料 金	実施期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽設備士 国家試験	22,500円	平成25年7月7日(日)	九州ビル 福岡市博多区博多駅南 1-8-31 TEL:092-461-1112	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部:440円 2部:800円
浄化槽管理士 国家試験	20,200円	平成25年10月27日(日)	南近代ビル 福岡市博多区博多駅南 4-2-10 TEL:(092)431-4343	申請書代金1部200円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部:340円 2部:600円
浄化槽 管理士講習	129,700円 ※1	6月実施予定の管理士講習は、 中止となりました。		申請書代金1部 300円 現金書留及び 郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 800円 3部:1,140円
		平成25年9月24日(火) ～10月6日(日)		
		平成26年2月17日(月) ～3月1日(土)		
浄化槽 設備士講習	86,700円 ※2	平成25年11月25日(月) ～29日(金)	福岡県自治会館 福岡市博多区千代 4-1-27 TEL:(092)651-1121	1部: 440円 2部: 800円 3部:1,140円
浄化槽 技術管理者講習会	49,000円	平成26年1月29日(水) ～1月31日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代 1-2-4 TEL:(092)651-5553	申請書は無料です 「切手」を郵送下さい (送料) 1部:140円 2部:200円

※1 浄化槽設備士資格をお持ちの方で、受講一部免除を選択する方は、120,200円

※2 浄化槽管理士資格をお持ちの方で、受講一部免除を選択する方は、81,700円

■ 申請書の請求および申し込み先

講 習	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL:(092)947-1800 FAX:(092)947-3636
国家試験	公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験グループ宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:(03)3635-4881 FAX:(03)3635-4886

■ 免状の申請および再交付先

設備士関係	国土交通省 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL:092-471-6331 FAX:092-476-3511
管理士関係	公益財団法人 日本環境整備教育センター 免状交付担当宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:(03)3635-4881 FAX:(03)3635-4886

住宅着工戸数について

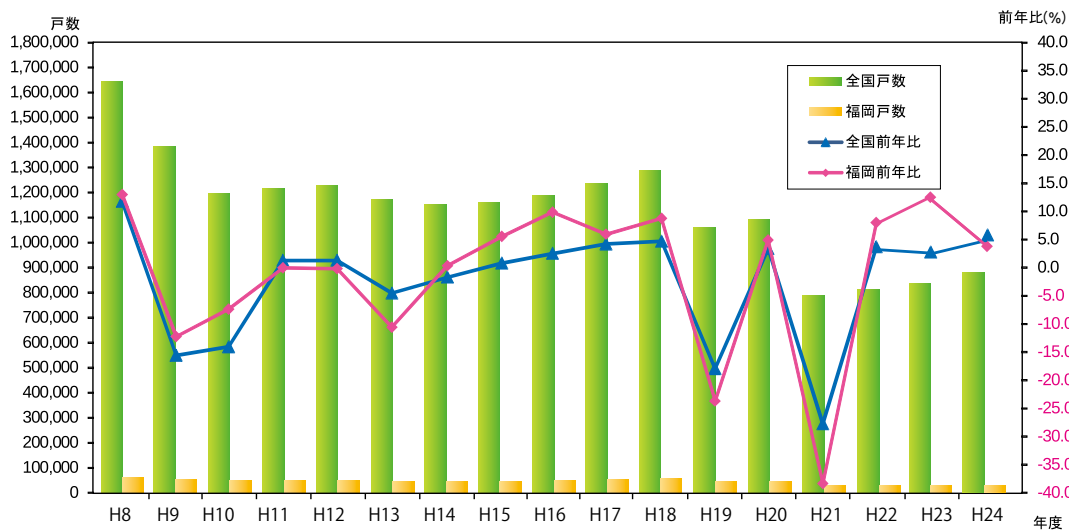
国土交通省の建築着工統計調査報告(平成25年1月31日発表分)によりますと、平成24年の全国新築住宅着工戸数は、前年比5.8%増の882,797戸となり、昨年に引き続き3年連続の増加となりました。

福岡県内においても、前年の全国新築住宅着工戸数が34,945戸であったものが、今年は36,111戸となり、前年比3.3%増となりました。

また、社団法人浄化槽システム協会発表の浄化槽出荷台数推移表によりますと、昨年は前年比0.9%増の141,656基であったものが、今年は前年比1.2%減の140,021基となり、浄化槽出荷台数は減少に転じました。

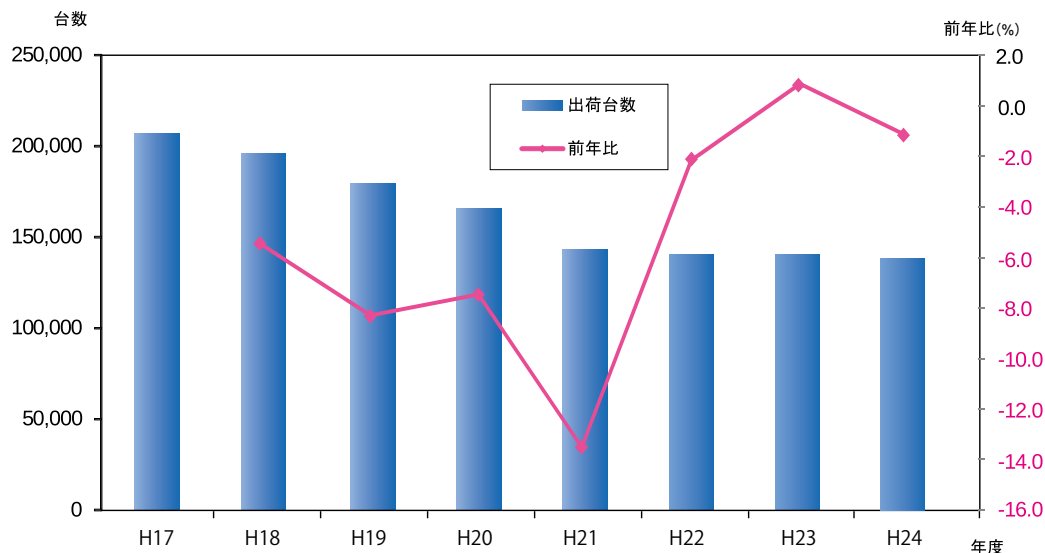
全国及び福岡県内の新築住宅着工戸数の推移

(国土交通省：建築着工統計調査報告)



全国の浄化槽出荷台数の推移

(社団法人浄化槽システム協会：出荷台数推移表)



福岡県の水洗化人口について

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果(平成22年度版:平成24年4月26日公表)によりますと、全国及び福岡県内の水洗化人口内訳は、表1とグラフのとおりであり、福岡県では、非水洗化の割合が全国に比べ高くなっています。

また、北九州市及び大牟田市を除いた県内の市町村を福岡ブロック、筑後ブロック、筑豊・京築ブロックに分けてみると、筑後及び筑豊・京築ブロックでは、汚水処理施設の整備が進んでいないことが、確認できます。

さらに、福岡県内各市町村別の水洗化人口内訳は表2のとおりですが、市町村によっては、将来の下水道普及率が高いものの、現時点では遅々として整備が進んでいないところもあることから、財政負担が軽く短期間で整備できる浄化槽市町村整備推進事業による整備計画に変更されることを期待します。

表 1 全国及び福岡県、福岡県内各ブロックの水洗化人口内訳

(環境省：一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度版)

上段：人口（人） 下段：割合（％）	総人口	公共下水道	コミプラ	浄化槽	みなし浄化槽	非水洗化
全 国	127,302,032	88,864,798	292,686	14,082,163	13,948,443	10,113,942
	100.0	69.8	0.2	11.1	11.0	7.9
福岡県	5,056,589	3,691,247	23,305	492,733	160,593	688,711
	100.0	73.0	0.5	9.7	3.2	13.6
福岡ブロック	2,354,246	2,173,922	8,997	72,865	24,444	74,018
	100.0	92.3	0.4	3.1	1.0	3.1
筑後ブロック	803,898	314,395	0	194,178	87,262	208,063
	100.0	39.1	0.0	24.2	10.9	25.9
筑豊・京築ブロック	781,206	177,251	14,308	199,964	40,927	348,756
	100.0	22.7	1.8	25.6	5.2	44.6

全国及び福岡県、福岡県内各ブロックの水洗化人口

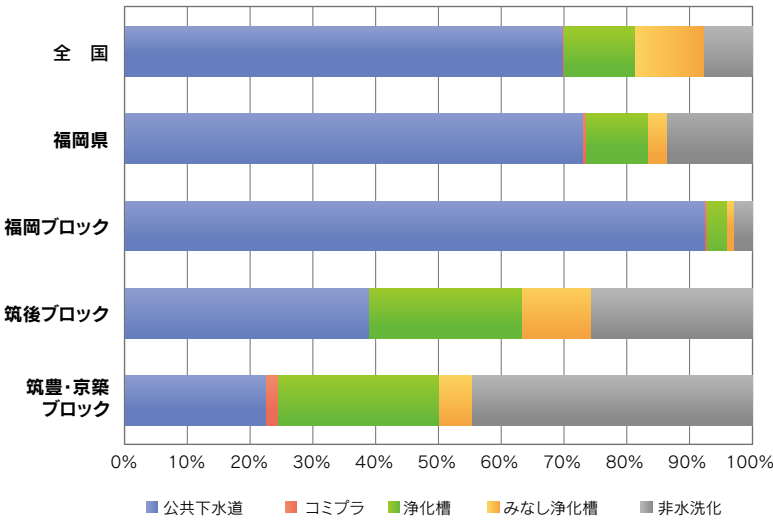


表 2 福岡県内各市町村の水洗化人口内訳

(環境省：一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度版)

区 分	市町村名	総人口 (人)	公共下水道		コミプラ		浄化槽		みなし浄化槽		非水洗化	
			人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
福岡 ブロック	福岡市	1,404,525	1,391,257	99.1	0	0.0	0	0.0	8,008	0.6	5,260	0.4
	筑紫野市	100,546	83,560	83.1	2,022	2.0	8,535	8.5	5,098	5.1	1,331	1.3
	春日市	109,078	107,728	98.8	0	0.0	46	0.0	781	0.7	523	0.5
	大野城市	95,486	94,868	99.4	0	0.0	4	0.0	288	0.3	326	0.3
	宗像市	95,053	90,751	95.5	0	0.0	1,529	1.6	116	0.1	2,657	2.8
	太宰府市	69,522	66,288	95.3	0	0.0	1,245	1.8	1,529	2.2	460	0.7
	古賀市	58,086	43,255	74.5	0	0.0	7,241	12.5	338	0.6	7,252	12.5
	福津市	56,013	29,555	52.8	5,606	10.0	15,335	27.4	575	1.0	4,942	8.8
	糸島市	100,560	55,880	55.6	1,369	1.4	20,832	20.7	1,300	1.3	21,179	21.1
	那珂川町	49,858	44,410	89.1	0	0.0	949	1.9	46	0.1	4,453	8.9
	宇美町	37,870	29,275	77.3	0	0.0	4,082	10.8	458	1.2	4,055	10.7
	篠栗町	31,653	26,218	82.8	0	0.0	1,328	4.2	195	0.6	3,912	12.4
	志免町	44,009	40,039	91.0	0	0.0	516	1.2	966	2.2	2,488	5.7
	須恵町	26,169	12,438	47.5	0	0.0	4,178	16.0	994	3.8	8,559	32.7
	新宮町	24,948	14,014	56.2	0	0.0	4,840	19.4	3,606	14.5	2,488	10.0
筑後 ブロック	久留米市	303,435	181,838	59.9	0	0.0	46,398	15.3	29,637	9.8	45,562	15.0
	柳川市	72,217	7,812	10.8	0	0.0	24,550	34.0	13,250	18.3	26,605	36.8
	八女市	69,053	8,292	12.0	0	0.0	22,654	32.8	11,125	16.1	26,982	39.1
	筑後市	48,830	7,290	14.9	0	0.0	14,671	30.0	10,440	21.4	16,429	33.6
	大川市	38,159	3,041	8.0	0	0.0	11,474	30.1	11,739	30.8	11,905	31.2
	小郡市	59,103	45,972	77.8	0	0.0	2,294	3.9	1,070	1.8	9,767	16.5
	うきは市	32,500	15,501	47.7	0	0.0	7,173	22.1	1,030	3.2	8,796	27.1
	朝倉市	58,174	11,534	19.8	0	0.0	24,239	41.7	0	0.0	22,401	38.5
	みやま市	40,737	2,660	6.5	0	0.0	14,325	35.2	2,133	5.2	21,619	53.1
	筑前町	29,193	18,280	62.6	0	0.0	5,447	18.7	642	2.2	4,824	16.5
	東峰村	2,582	0	0.0	0	0.0	1,238	47.9	110	4.3	1,234	47.8
	大刀洗町	15,483	11,377	73.5	0	0.0	1,961	12.7	167	1.1	1,978	12.8
	大木町	14,567	0	0.0	0	0.0	9,628	66.1	2,970	20.4	1,969	13.5
	広川町	19,865	798	4.0	0	0.0	8,126	40.9	2,949	14.8	7,992	40.2
筑豊・京築 ブロック	直方市	59,048	3,972	6.7	5,780	9.8	11,413	19.3	7,020	11.9	30,863	52.3
	飯塚市	131,653	48,031	36.5	117	0.1	36,466	27.7	0	0.0	47,039	35.7
	田川市	51,337	0	0.0	683	1.3	19,985	38.9	7,905	15.4	22,764	44.3
	行橋市	72,234	8,985	12.4	0	0.0	20,012	27.7	12,080	16.7	31,157	43.1
	豊前市	27,701	6,672	24.1	0	0.0	6,915	25.0	511	1.8	13,603	49.1
	中間市	45,299	19,087	42.1	4,825	10.7	7,041	15.5	239	0.5	14,107	31.1
	宮若市	30,449	1,492	4.9	0	0.0	9,208	30.2	1,277	4.2	18,472	60.7
	嘉麻市	44,173	0	0.0	590	1.3	14,200	32.1	0	0.0	29,383	66.5
	芦屋町	15,661	15,418	98.4	0	0.0	0	0.0	50	0.3	193	1.2
	水巻町	30,344	19,226	63.4	0	0.0	3,142	10.4	898	3.0	7,078	23.3
	岡垣町	32,556	26,999	82.9	0	0.0	1,053	3.2	452	1.4	4,052	12.4
	遠賀町	19,610	5,755	29.3	0	0.0	10,649	54.3	393	2.0	2,813	14.3
	小竹町	8,765	0	0.0	0	0.0	2,695	30.7	127	1.4	5,943	67.8
	鞍手町	17,443	4,204	24.1	0	0.0	2,066	11.8	122	0.7	11,051	63.4
	桂川町	14,267	0	0.0	616	4.3	3,650	25.6	480	3.4	9,521	66.7
	香春町	12,530	0	0.0	0	0.0	5,839	46.6	531	4.2	6,160	49.2
	添田町	11,511	0	0.0	0	0.0	2,671	23.2	850	7.4	7,990	69.4
	糸田町	9,968	0	0.0	88	0.9	963	9.7	858	8.6	8,059	80.8
	川崎町	19,579	0	0.0	0	0.0	5,817	29.7	0	0.0	13,762	70.3
	大任町	5,730	0	0.0	0	0.0	1,560	27.2	25	0.4	4,145	72.3
	赤村	3,479	0	0.0	0	0.0	1,059	30.4	150	4.3	2,270	65.2
	福管町	25,224	0	0.0	1,609	6.4	2,440	9.7	1,370	5.4	19,805	78.5
	荏田町	35,131	10,394	29.6	0	0.0	15,629	44.5	2,333	6.6	6,775	19.3
	みやこ町	21,906	1,334	6.1	0	0.0	7,221	33.0	2,711	12.4	10,640	48.6
	吉富町	7,047	1,040	14.8	0	0.0	1,775	25.2	295	4.2	3,937	55.9
	上毛町	8,194	0	0.0	0	0.0	3,349	40.9	122	1.5	4,723	57.6
	築上町	20,367	4,642	22.8	0	0.0	3,146	15.4	128	0.6	12,451	61.1

その他

福岡県議会で浄化槽の推進について代表質問

昨年12月10日の福岡県議会定例議会において、公明党の高橋雅成議員から、浄化槽の推進に関する代表質問がありましたので、質問内容と小川知事の答弁内容を紹介します。

【高橋雅成議員質問】

合併浄化槽についてお尋ねします。

東日本大震災では、多くの地域で生活インフラが損壊しました。日々の生活に欠かせないトイレについても、下水道管路の寸断や停電、処理場及びポンプ場の機能停止により、快適な水洗トイレが使用できない状況に陥りました。

各所の避難所では長期に亘っての生活の中で多くの問題が発生しましたが、その中でも避難所の過密状態でのトイレの使用により、仮設トイレがすぐに満杯になり、不衛生な状態が長期間続き、避難住民の精神的ストレスに直結していく状況がおり、体調不良を訴える人々が増えていきました。

そのような中で、食料と水の確保は必須かつ最低の条件であったけれども、それに併せて、し尿の迅速な処理は保健衛生と環境を保持する上で緊急を要する問題でありましたが、そうした緊急事態に対応できたのは下水道ではなく浄化槽であったことです。

下水道整備に伴い、全国の自治体が償還しなければならない負債は約27兆8千億円にのぼり、過疎地域ではその負債は急拡大しています。地域によっては下水道整備推進から浄化槽設置推進へと計画の切り替えを急ぐべきではないかと思えます。

宮城県では、三つの大きな流域下水道の終末処理場が津波の被害を受け、未だに完全復旧できていないとの報道もあります。

そこで、浄化槽は災害に強く、東日本大震災では既設の浄化槽の7割が無傷で残ったという実績は画期的であると強く思います。

今後は、合併浄化槽設置推進へと向かうべき時代であると提案します。

今こそ災害に強く、下水道整備に比べ設置費用が安い浄化槽を普及させるチャンスであると考えますが、知事の下水道整備活用と浄化槽整備活用に対する今の率直なご所見をお伺いします。

【小川洋知事答弁】

下水道や浄化槽などの污水处理施設は、県民の健康で快適な生活環境を確保し、併せて公共用水域の水質保全を図るためには欠くことのできない施設であると考えております。

污水处理施設の整備に当たっては、地域の自然条件、人口の状況を十分踏まえて、その地域に最も適した効率的な污水处理施設を選定していくことが重要であります。

このため県では福岡県污水处理構想というものを策定いたしまして、地域毎に適正な污水处理方法によって整備を進めているところでございます。

この構想に基づきまして、これまで市街地あるいは人口、産業が集中いたしております区域におきましては下水道による整備を進め、住居が散在をし、集合処理が非効率な地域につきましては浄化槽による整備を進めているところでございます。

今後とも、必要に応じてそれぞれの整備区域を見直し、その地域に最も適した手法による効率的な整備を図っていきたいと考えております。

福岡県議会で福岡県の汚水処理について一般質問

3月7日(木)の福岡県議会定例会において、公明党の上岡孝生議員から、福岡県の汚水処理に関する一般質問がありましたので、概要を紹介します。

質問1 福岡県汚水処理構想に基づく整備の現状について

- 本構想は、汚水処理施設を計画的かつ効率的に整備することを目的として、汚水処理施設整備の将来像をまとめたもの。
 - 本県では、平成6年度に策定して以来、市町村合併や人口減少など社会情勢の変化を反映させ、見直しを適宜行ってきた。
- 現在の構想は、平成21年3月に見直しを行い、平成27年度末における汚水処理人口普及率の中期目標値として90%を設定している。
- 平成23年度末では、88.4%となっており、順調に整備が進んでいると考えている。

質問2 次期見直しの際の市町村の生活排水処理基本計画に対する指導・支援について

- 生活排水処理基本計画は、市町村の生活排水の処理に係る基本方針を定めるものであり、県の汚水処理構想の基礎的な資料ともなる。
- このため、市町村に対し、将来の人口動向や財政見込みを的確に把握した上で、処理方式の経済効率性、既存の汚水処理施設の設置状況、水源地や自然公園のように特に水質保全が認められる地域であるか、などの視点を踏まえて、地域の実態を十分反映した生活排水処理基本計画を策定するよう指導してまいり。

質問3 汚水処理の将来像における浄化槽の位置づけについて

- 汚水処理施設は、県民の健康で快適な生活環境を確保し、併せて公共用水域の水質保全を図るために欠くことのできない施設であり、今後とも、県の汚水処理構想に基づき、計画的かつ効率的に整備を進めていくこととしている。
 - 汚水処理施設の整備に当たっては、地域の自然条件や人口の状況を十分踏まえて、その地域に最も適した効率的な汚水処理施設を選定することが重要である。
- 個別処理施設である浄化槽は、住居が散在し、集合処理が非効率的な地域に最も適した施設であり、今後とも整備を進めていく必要があると考えている。

福岡県汚水処理構想とは

この構想は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、浄化槽などの汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を目的に、県と市町村が連携して策定するものです。

具体的には、市町村が作成した処理区域、整備手法及び整備スケジュール等を県庁内各課で構成する『汚水処理構想策定委員会』で審議し、汚水処理施設の整備について、全県域の将来像をまとめたものです。

現在の構想は、平成21年3月に策定されたものです。

その他

水質検査項目紹介(No. 5) SS(懸濁物質)

SSとはSuspended Solid(懸濁物質)の略称で、水中に浮遊、又は懸濁している直径2mm以下の不溶性物質のことをいいます。主に動物性プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、家庭下水、工場排水に由来する有機物などが含まれていて重量濃度(mg/L)で表され、浄化槽では放流水の沈殿分離状況の確認に用いています。

測定方法は、ガラス繊維ろ紙(孔径 $1\mu\text{m}$ ・直径47mm)を用いて一定量の試料を吸引ろ過し、ろ過残留物を $105\sim 110^{\circ}\text{C}$ で2時間乾燥させます。その後残留物の重量を測定し、検体1L中の重さに換算して浮遊物質質量とします。数値(mg/L)が大きいほど、濁りの度合いが大きいことを示します。

採水時に沈殿している汚泥等を混入させてしまうと、数値が実際より大きくなってしまいますので、注意が必要です。

浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、えらが詰まることで魚が死んだり、光の透過が妨げられ、水中の植物の光合成に影響を及ぼし、発育を阻害することなどがあります。また、有機性浮遊物の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる原因となります。

51人槽以上の浄化槽では、福岡県浄化槽法施行細則第九条(放流水の水質検査)の測定項目に含まれています。また、排水基準は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号)により、許容限度 200mg/L (日間平均 150mg/L)となっています。



吸引ろ過器



ガラス繊維ろ紙



分析用電子天秤



接触ばっ気方式の合併処理浄化槽を管理しています。気温の上昇にしたがって、接触ばっ気槽内の溶存酸素が不足し、BODが上昇する施設があります。どのような対策をとれば良いでしょうか。



溶存酸素量(DO)は、水中に溶解している分子状の酸素の量をいい、供給酸素量から消費酸素量を差し引いた値で表されます。

$$DO = \text{供給酸素量} - \text{消費酸素量}$$

供給酸素量は、水の飽和溶存酸素量と関係があります。飽和溶存酸素量は、水温が低いほど高く、水温が高いほど低くなります。したがって、供給酸素量も水温が高くなるにつれて低くなります。

これに対し、消費酸素量は、生物活動が低調な水温が低い時期には少なく、生物活動が活発な水温が高い時期には高くなります。

このように、水温が高い時期に一定のDO値を保持するためには、供給酸素量を高く、消費酸素量を適正に保つような管理が必要です。

供給酸素量を高く保つためのチェック項目として、次のようなことが考えられます。

- ① ブロワのトラブル(故障や送風量の低下など)はないか。
- ② 空気用配管の変形(折れやねじれ、つぶれなど)はないか。
- ③ 空気用配管の亀裂等による漏洩はないか。
- ④ 散気装置の目詰まりはないか。
- ⑤ 洗剤の多量混入に伴う酸素の溶解効率の減少などはないか。

一方、酸素消費量を適正に保つためのチェック項目としては、次のようなことが考えられます。

- ① 付着生物量が多くないか。
- ② 蓄積汚泥の腐敗していないか。

接触ばっ気槽内のDOは、水温によって変化するので、その季節にあった保守点検をする必要があります。

特に春から夏にかけて水温が上昇する時期には、BOD除去や臭気対策の点からも、酸素不足を生じないような保守点検をすることが重要です。



(参考文献:浄化槽の維持管理 下巻 P247～251)

その他

法定検査の指摘事例

浄化槽法第11条検査の指摘事例を紹介します。

状況

マンホールの嵩上げ継ぎ目部分から地下水が流入していました。



指摘理由

地下水の流入があると、流入量が計画汚水量を超える恐れがあり、処理機能に影響を与える恐れがあります。また、今後嵩上げ部分の破損や、土砂等の流入も考えられます。

改善方法

降雨時しか流入していない可能性がありますので、流入箇所を注意深く確認し、嵩上げ継ぎ目のコーキングをやり直すなどの補修が必要です。

その他

人事異動のお知らせ

平成25年4月1日付けで人事異動を行いました。

事務局



情報管理・企画課
川口 隆聖



法定検査課
川上 史人



法定検査課
奥村 陸矢



水質検査課(福環連)
藤井 直樹

筑豊検査センター

福岡検査センター



法定検査課副課長
塚中 光一



法定検査課
安部 隆



法定検査課
古賀 大智



水質検査課長
末永 正秀



水質検査課(出向)
市原 誠

筑後検査センター



筑後検査センター副所長兼法定課長
原 賀一



法定検査課副課長
栴嶋 和寿



法定検査課
岩元 淳



法定検査課
下川 竜毅



水質検査課長
松尾 康弘

退職

検査部長兼福岡検査センター所長

大隈 巧

平成25年3月31日付けで退職

事業報告

法人運営

検査事業

講習・研修

表彰

情報

試験・講習

官庁情報

その他



琴弾の滝と大音の滝

今回は福岡県筑豊地域の東部にある、赤村の大音(おおおと)の滝と琴弾(ことひき)の滝をご紹介します。



大音の滝

十津川上流に位置し落差は約10メートルで、水に落ちる音大きいことが名前の由来とされています。また、下の方が2段になっているので、特に壮大な響きを感じさせます。

琴弾の滝

約10メートルの落差から水流が流れ落ちます。天智天皇が滝のほとりで休憩された際、天女が舞い降りて琴を弾いたという伝説もあります。その音は、まるで琴の音のようであったとも伝えられています。滝の入口の左手には、この滝の由来を記した大きな石碑があります。



編集後記

最近のニュースで微小粒子状物質(PM2.5)に関する記事がよく出ていますが、福岡県のホームページでは毎日1時間毎に微小粒子状物質(PM2.5)の測定データを公表するようにしています。

測定データが $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると赤く表示されるようになっていますので、気になる方は是非確認して下さい。(U)

2013
春号
No.127

かいほう



発行年月日：平成25年4月1日
発行所：一般財団法人 福岡県浄化槽協会
〒811-2412
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2
TEL.(092)947-1800
FAX.(092)947-3636
発行人：三浦 正吏
ホームページ：<http://www.fjkyo.or.jp/>